

特別初診・再診料の改定について

当院では、次に挙げる項目に該当される患者さんにつきましては、国の制度に基づき、規定の診療費と別に**特別の料金**（※保険外併用療養費：選定療養）として、下記の金額が**全額自己負担**となります。

また、本制度は、診療科ごとに発生いたします。ご理解、ご了承のほどお願いいたします。

- 他の医療機関から紹介状をお持ちでない**初診**の方
- 症状が安定し、他の医療機関に逆紹介したにも関わらず 引き続き**再診**で受診される方

		料金（税込）
特別初診料 紹介状を持たずに 初診で受診された場合	医科	7,700円
	歯科	5,500円
特別再診料 症状が安定し、他の医療 機関に逆紹介したにも 関わらず引き続き再診で 受診された場合	医科	3,300円
	歯科	2,090円

【対象とならない方】

（初診・再診共通）

- ・救急医療受診の方
- ・外来受診から継続して入院した方
- ・その他、保険医療機関が当院を直接受診する必要性を特に認めた方

（初診）

- ・当院の他の診療科から院内紹介されて受診される方
- ・特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた方 など

当院医師からの紹介なく、患者さんの**自己希望**により、他の診療科に初診で受診される場合は**特別初診料**がかかります。

※保険外併用療養費とは

病院と診療所の機能分担の推進を図るために厚生労働省が定めている制度で、他の保険医療機関等からの紹介状なしに入院のベッドの数が200床以上の病院を受診した場合、通常の保険負担とは別に保険外として徴収を義務付けられている費用のことです。